

23文科高第861号
平成23年12月15日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長

文部科学大臣政務官
城 井 崇

(印影印刷)

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知について（通知）

このことについては、平成22年12月7日付け22文科高第822号で通知しているところですが、今年については東日本大震災等の災害の影響もあり、以前にも増して厳しい経済状況にあります。経済的理由により修学困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構が奨学金事業を実施しており、特に家計が急変した学生等には、緊急採用（第一種）奨学金及び応急採用（第二種）奨学金の申込みを随時受け付けているほか、各大学等においても既に授業料減免等の支援策を実施されていると承知しています。進級に当たり授業料等の納付が困難な学生等、支援を必要とする学生等やその保護者がそれらを活用できるよう、これらの具体的内容及び利用方法について、学生等やその保護者への周知を図るよう、よろしく申し上げます。

また、入学料等初年度納付金の納付や卒業に当たり授業料等を納付することが経済的理由により困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図るなど、きめ細やかな配慮をお願いします。

なお、入学料等初年度納付金に関しては、独立行政法人日本学生支援機構が奨学金事業の一環として、入学の際に一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金の活用についても、学生等やその保護者への周知を図るよう、よろしく申し上げます。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、これらの高等教育段階における各種経済的支援策について、所管・所轄の各専修学校及び各高等学校へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

本件担当

(全体)

高等教育局学生・留学生課法規係
電話 03-5253-4111(内線3050)

(専修学校)

生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
電話 03-5253-4111(内線2939)

大学生等に対する経済的支援策

【独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業】

○第一種奨学金（無利息）

特に優れた学生及び生徒で、経済的理由により著しく修学が困難な人に貸与します。
貸与月額：学生等が選択（例）私立大学自宅通学の場合〔3万円、5.4万円〕

○第二種奨学金（利息付）

在学中は無利息、卒業後は年3%を上限とする利息付きです。第一種よりもゆるやかな基準によって選考されます。

貸与月額：学生等が選択〔3、5、8、10、12万円〕

○入学時特別増額貸与奨学金（利息付）

第一学年において奨学金の貸与を受ける人は、希望により入学後第1回目の振込時に、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から選択した金額を増額して貸与を受けることができます。

○緊急採用（無利息）・応急採用（利息付）奨学金

家計の急変（家計支持者が失職、病気、事故、災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合は、在学している大学等の奨学金窓口にご相談してください。

※ 奨学金に関する詳細は日本学生支援機構のホームページをご参照ください。
(<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)

【各大学等における経済的支援措置】

○授業料等減免等

経済的理由により、授業料等の納付が困難な者に対して、減免措置を行っています。
また、経済的理由により、授業料等の納付が困難な者に対して、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを行っています。

○その他（奨学金等）

各大学等において、独自の奨学金制度を実施している場合があります。また、財団法人等の民間団体においても各種の奨学金事業が行われています。

※ 各大学等における授業料減免等や独自の奨学金制度について、日本学生支援機構のホームページにおいて情報提供を予定しています（1月中旬に掲載予定）。

※ 東日本大震災の被災学生等に対する奨学金等については、日本学生支援機構のホームページを御参照ください。

(http://www.jasso.go.jp/about_jasso/shinsai_shougakukin_etc.html)

※ 上記を含め、各大学における経済的支援措置の詳細については、直接各大学にお問い合わせください。